専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第２項の規定により報告します。

令和８年９月１日提出

湯河原町長　内　藤　喜　文

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和８年７月27日

湯河原町長　内　藤　喜　文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町吉浜74番３付近において発生した倒木による物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

１　損害賠償の額　　金３１５,８１０円
（内　　容）　　事故に起因する屋根の修理費用の全部

２　損害賠償の相手方　　真鶴町在住の個人

３　事故の概要　　令和８年３月31日、町有地である湯河原町吉浜74番３地先において、強風により樹木が倒れ、隣接する家屋の屋根に接触しこれを破損させた。